

令和7年度 第7回 諏訪市農業委員会 議事録

第7回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

公表用

1 日 時 令和7年10月24日(金曜日) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室

3 出席委員数

| 農業委員 | 12名 | |
|------|-----|--------|
| 会長 | 12番 | 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 2番 | 岩波 真喜雄 |
| 会長代理 | 5番 | 矢崎 勝美 |
| | 1番 | 藤森 正一 |
| | 3番 | 湯澤 広充 |
| | 4番 | 田中 政文 |
| | 6番 | 飯田 吉三 |
| | 7番 | 濱 幸彦 |
| | 8番 | 宮坂 誠一 |
| | 9番 | 溝口 喜視 |
| | 10番 | 五味 恵美子 |
| | 11番 | 藤森 紀保 |

| 農地利用最適化推進委員 | 9名 (矢澤 博司委員欠席) | |
|-------------|----------------|--|
| 河西 | 正裕 | |
| 小泉 | 辰也 | |
| 伊藤 | 賢次 | |
| 藤森 | 芳樹 | |
| 金子 | 善行 | |
| 矢崎 | 俊実 | |
| 原 | 孝志 | |
| 林 | 隆史 | |
| 小松 | 弘明 | |

4 農業委員会事務局

| | |
|----------|-------|
| 局長 | 雨宮 寛之 |
| 次長 | 菊地 卓也 |
| 主査 | 池田 一真 |
| 主任 | 荒牧 幸治 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |

5 署名委員

| | |
|----|-------|
| 4番 | 田中 政文 |
| 5番 | 矢崎 勝美 |

6 会議の概要

会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告

| | |
|----------------|---|
| 事務局 雨宮寛之 局長 | みなさん、こんにちは。これより令和7年度第7回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日、欠席の農業委員はありません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 また、本日は農地利用最適化推進委員の矢澤博司委員が欠席です。出席委員は9名になります。 |
|----------------|---|

○議事録署名人の指名

| | |
|----------------|---|
| 事務局 雨宮寛之 局長 | 議事録署名委員を指名いたします。 諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に4番の田中政文委員、5番の矢崎勝美委員を指名します。 それでは以後の進行は会長にお願いします。 |
|----------------|---|

○会長あいさつ

| | |
|---------|--|
| 小泉幸善 会長 | 皆様、ご苦労様でございます。急に寒くなってまいりまして予報では11月半ばの寒さという予報もあります。秋があまりないまま冬になってしまいそうな感じでございます。まだまだ秋野菜など皆さんお忙しいかと思いますが審議をよろしくお願いします。 それでは10月の総会をただいまより開催します。 それでは議事に入ります。 1ページ、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、No.17 豊田の件、説明をお願いします。 |
|---------|--|

○議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

| | |
|---------------|--|
| 6番 飯田吉三 委員 | (No.17) こちらの案件は林委員と一緒に確認をしましたのでまとめて私の方から説明します。所在地は大字豊田①から④が字清雲開、⑤が字昭和、⑥は小川地籍、清雲開は文出地籍です。地番は〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番。台帳はそれぞれ、田、畠、田、田、田となっており、現況は全て田です。面積は〇〇m ² 、〇〇m ² 、〇〇m ² 、〇〇m ² 、〇〇m ² 、合計〇〇m ² です。契約内容は贈与になります。[場所の説明]。 譲渡人が〇〇県〇〇市の〇〇さんで事由は耕作困難。譲受人は〇〇の〇〇さんで事由は規模拡大です。二人は兄弟で〇〇さんが兄になります。相続時に土地をそれぞれ相続したが実際は以前より〇〇さんが面倒をみていました。今回、兄に土地を返して管理をしてもらうという話です。譲受人は畠を中心に農業に従事していまして、トラクター、耕運機、軽トラック、運搬車などの機械を所有し、主にネギやタマネギを中心に耕作しているようです。 説明は以上になります。 |
| 小泉幸善 会長 | この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして4ページ、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、No.5 豊田の件、説明をお願いします。 |

○議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

| | |
|----------------|---|
| 推進委員 林隆史 委員 | <p>(No.5)</p> <p>所在は大字豊田、字大場。地番は〇〇番。地目は台帳が田、現況は畠となっています。面積は〇〇m²で申請目的は宅地の拡張となります。</p> <p>〔場所の説明〕。申請地の周囲は北側、東側が申請人の宅地、西側は武井田川の堤、南側は田んぼとなっています。申請地は農振法の定める農用地となっておりましたが令和6年8月に農用地除外の申請がなされ、除外を受けております。</p> <p>申請書には経過説明書が添付されており、要約すると申請地は一級河川武井田川拡幅工事の際に平成〇〇年に分筆された土地であるが、それ以前50年ほど前から畠となっていて、昭和60年頃には物置小屋が設置されていた。先代が亡くなっていますが、詳しい経過が不明となっているが、この申請を機に宅地の一部として利用していきたい。昨年、農用地の除外を受け、後追いとはなりますが現状にあわせ農地転用の許可を願います、との内容です。</p> <p>その他に田んぼとの間にコンクリート擁壁を設置するということで、見積書、資金計画書、〔資金調達計画の確認〕、が添付されています。</p> <p>地元区長には8月に概要説明済みで、土地改良区には確約書を提出し意見書の交付を受けています。</p> <p>説明は以上になります。ご審議よろしくお願いします。</p> |
| 小泉幸善 会長 | <p>こちらの件は昨年農振除外について皆さんに意見をお伺いしたところで、覚えておられる方もいるかと思います。</p> <p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして5ページ、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、No.25中洲の件、説明をお願いします。</p> |

○議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

| | |
|---------------------|---|
| 10番 五味 恵美子 委員 | <p>(No.25)</p> <p>所在は大字中洲、字曾根田、地番は〇〇番、〇〇番の2筆です。地目は台帳が田、現況が畠。面積は〇〇m²、〇〇m²の合計〇〇m²で第1種住居地域です。</p> <p>〔場所の説明〕。今年も畠として耕作されていました。</p> <p>申請目的は〇〇の、〇〇さんより、〇〇市の〇〇さん(法人)に譲渡します。譲渡人は90歳と高齢になり、自身がしっかりしているうちに所有地の整理をしたいと売却に至ったようです。譲渡価格は〇〇円です。</p> <p>譲受人の資金計画は自己資金〇〇円、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、〔資金調達計画の確認〕。</p> <p>土地購入を2区画に造成します。北側隣接地との境には既存擁壁がありそのまま使用します。西側農地、南側隣接地との境にはL型擁壁を設置します。申請地と市道の間には水路が存在しますが既存 VS 側溝が4m設置されていますが侵入路確保のため2m延長する水路申請が行われます。雑排水は公共下水道に接続、雨水は地下浸透により処理します。</p> <p>隣接地所有者、区長には説明済みです。</p> <p>以上です。ご審議よろしくお願いします。</p> |
| 小泉幸善 会長 | この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 |
| A 委員 | 地番が飛んでいますが続きの場所でいいですか。 |
| 10番 五味 恵美子 | 続きの場所です。 |

| | |
|----------------|--|
| 委員 | |
| 小泉幸善 会長 | <p>その他に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員賛成です。</p> <p>続きまして6ページ、農地法第5条の規定による許可申請について、No.26湖南の件、説明をお願いします。</p> |
| 1番 藤森正一 委員 | <p>(No.26)</p> <p>所在は大字湖南、字福松、地番が〇〇番、〇〇番、〇〇番。地目は台帳が畠ですが、現況は不耕作地です。面積は〇〇m²、〇〇m²、〇〇m²の計〇〇m²です。申請目的は工事用道路の拡幅及び残土の仮置き場の設置です。残土の仮置き場面積は25m²です。</p> <p>貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇さん(法人)です。借受人は中央道の橋脚の修理を請け負っている会社です。</p> <p>【場所の説明】昔は桑畠だったところですが今は一帯がすごく荒れた状態となっています。</p> <p>契約内容は賃借権の設定で令和8年12月31日までの一時転用です。賃料は3万円になります。その他に借受人の登記簿謄本、[資金調達計画の確認]などを確認しています。</p> <p>以上です。</p> |
| 小泉幸善 会長 | 今回一時転用の申請になっていますが、市の道を拡張する計画ですか。 |
| 1番 藤森正一 委員 | 市道も一部拡幅する部分もありますが、残土置き場も設置するようです。工事が完了したら、原状回復の予定です。 |
| 小泉幸善 会長 | あくまで工事用道路拡幅の工事のことですが市の工事ですか。 |
| 1番 藤森正一 委員 | 中央道の関係の工事です。 |
| 小泉幸善 会長 | 中央道の関係工事で国の工事のため、農地転用の対象にならないということでしょうか。 |
| 事務局 池田一真 主査 | <p>申請地は西側に市道があり、南側の道と繋がっていますが、L型の細い道なっています。借受人が中央道の下まで侵入していくにあたり角度があり、現況では侵入が難しいため、農地を一時転用し作業車の侵入路を確保することが転用目的となっています。</p> <p>また借受人は高速道路の関係の会社になるため、転用申請が必要の為、今回一時転用の申請が行われています。</p> |
| 小泉幸善 会長 | <p>作業車の進入路のために一時的に道が広がるということで、恒久的な拡幅ではないということですね。錯覚しました、失礼しました。</p> <p>その他に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> |
| B 委員 | 一時転用で5条の申請がされていますが、事業後は農地に自然に戻るということですか。 |
| 事務局 池田一真 主査 | 転用申請の際に農地への復元確約書が添付されており、事業期間の令和8年12月31日までに農地に復元したうえで、農業委員会に報告をいただきます。その報告をもって農地台帳も農地に戻させていただきます。 |
| 小泉幸善 会長 | <p>その他に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員賛成です。</p> <p>続きまして7ページ、議案第22号 非農地証明書の発行について、説明をお願いします。</p> |

○議案第22号 非農地証明書の発行について

| | |
|--------------------------|--|
| 事務局 菊池卓也 次長 | <p>7ページの表は今回非農地証明申請書を受付しました土地所有者及び対象地の一覧表となっています。所有者は6名、土地は22筆で地籍等は記載のとおりとなっています。筆が多数あるため、細かい場所は省略させていただきますが、8ページから10ページに地図、公図、航空写真を添付しており、一覧表のNo.と公図に記載したNo.が一致しますのでご確認いただければと思います。</p> <p>今回、申請書や議案集に添付した資料をもとに9月30日に豊田地区の4名の委員にお集まりいただき現地確認を行いました。現地確認の結果は7ページに記載の現地確認による現況地目になります。ご覧のとおり原野及び山林と確認していただきました。</p> <p>以上によりまして委員の皆様に22筆全て非農地として判定して頂きましたのでご報告させていただきます。</p> <p>補足になりますが、今回の申請地には農振農用地、地域計画の対象地が含まれているため、今後非農地証明を根拠に農振除外、地域計画から外す手続きが行われることをご了承いただければと思います。</p> <p>この後の審議でご承認いただけましたら本日付で証明書を発行し、申請者へ交付させていただきます。また、農地台帳から削除しますので併せてご承知おきください。</p> <p>説明は以上となります。非農地証明の発行についてご審議のほどよろしくお願いします。</p> |
| 小泉幸善 会長 | <p>ただいまご説明いただきましたとおり、私を含め豊田地区の委員4名で現地を確認してまいりました。何カ所かは獣道もないくらい完全に山林化されているような状態でした。</p> <p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> |
| C 委員 | 非農地ということですが、今後登録の地目はどうなりますか。 |
| 事務局 細田栄一 会計 年度任用職員 | 登記地目は諏訪地方法務局の判断で地目が変更となります。地目変更申請された際は法務局の職員が現況を確認していると思いますが、おそらく今回、議案集に記載した現況地目になると思われます。 |
| D 委員 | 現況が山林ということですが、主な樹種がわかれれば教えてください。 |
| 小泉幸善 会長 | <p>カラマツ、ヒノキはあったと思いますが詳細は不明です。</p> <p>その他に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして11ページ、議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、説明をお願いします。</p> |

○議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について

| | |
|----------------|--|
| 事務局 荒牧幸治 主任 | <p>該当となる土地が豊田下澤、〇〇番、〇〇番です。今回、2筆の土地となります。〇〇番については、〇〇m²を2つに分け、それぞれ〇〇m²、〇〇m²に分けたうえで〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ露地野菜の栽培を目的として使用貸借の契約を結ぶものになります。契約期間は令和8年1月1日から令和13年12月31日までの5カ年になります。なお、使用貸借の契約になりますので借賃等は発生しませんのでご承知おきください。</p> <p>〔場所の説明〕。</p> <p>以上ご審議のほどよろしくお願いします。</p> |
|----------------|--|

| | |
|---------|---|
| 小泉幸善 会長 | この件について、ご意見ご質問がありましたらお願ひします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 以上で本日の審議事項は終了します。 |
|---------|---|